

池内信嘉『通俗政党問答』抄

——立憲改進黨における選挙権と教育との関係の一事例——

福井 淳

ここに紹介する史料は、愛媛県の立憲改進黨系知識人池内信嘉が一九〇〇（明治三三）年二月一日に刊行した政党論の小冊子『通俗政党問答』（筆者所蔵）の、改進黨における選挙権と教育との関係に関わる部分である。

著者の池内信嘉（一八五八—一九三四）は伊予松山藩士の家に生まれ、弟に俳人高浜虚子、子に俳人池内たけしがいる（『新潮日本文学辞典』）。池内はまず教育界に志を持って愛媛県師範学校に学び、数年小学校訓導を務めたのち、養蚕・製糸家に転じて成功を収め、また松山の民権派政論紙『海南新聞』に関わるとともに改進黨系の県議会議員としても活躍した（『愛媛県史』資料編等）。明治期の典型的な地域名望家の一人であったといえよう。しかし池内には意外な後半生が待ちかまえていた。父譲りの能楽趣味によるものである。一九〇四年池内は大和田建樹らと能楽研究会を東京において組織し（『日本新聞』五月二二日付雑報）、さらに一二年七月には雑誌『能

楽』を発行するなど、以後は主に東京を舞台として維新後に衰微していた能楽復興に尽力した（『新撰大人名辞典』第六巻）。表紙に「校閲」とある高須峰造は、池内と同じく愛媛県の改進黨系知識人で、慶応義塾に学んだのち、『愛媛新報』社長を務め、のちに衆議院議員に選ばれている（宮武外骨ほか著『明治新聞雑誌関係者略伝』）。また奥付に「印刷者」とある山本盛信も愛媛県の改進黨系知識人で、同県の新聞の草分けである『愛媛新聞』（『海南新聞』の前身）編輯人を務め、のちにやはり衆議院議員に選ばれている（前掲書）。

このように、本史料は愛媛県の有力改進黨関係者たちの手で公にされたわけである（なお、改進黨員名簿は八四年四月までしか現存せず、池内・高須・山本はその時点までは党員ではない。動静等から以後に党員となったとみなされる）。ちなみに同票は、八九年段階の全国改進黨員数一五一一人中九二名と六番目に位置しており（林茂『近代日本政党史研究』）、改進黨

党の有数の拠点であった。このことも、本史料の背景として閑却しえない。

発行所は松山の向陽社、定価は三銭で、縦一八センチメートル、横一三・五センチメートル、本文全四八頁（巻頭に別に八二年三月一四日発表の「立憲改進黨趣意書」を掲載、足らずの活版印刷の冊子である。目をひくのは定価の安さであろう。

当時の雑誌と比較してみるなら、八五年の政論誌『東京輿論新誌』（東京嚶鳴社発行）が僅か一九頁で一部五銭であったのよりも廉価である。書籍となると、八六年の末広重蒸『二十三年未來記』が七六頁で五五銭であり、この頃の書籍は最低でも二〇銭程度の定価は付けられていた。蕎麦・鯉鮓が一杯で一銭の時代にあつて、三銭の冊子はいかにも安い。ここから推察するに、販売を目的としたというよりも、後述のように地域の総選挙用の宣伝パンフレットとして、例えば無料で地域に配布されたものではなかったか。なお本史料は筆者が古書店にて購入した一冊の他、確認できる所蔵先は愛媛県立図書館の一冊のみで、国立国会図書館はおろか、明治期文献の宝庫である東京大学附属明治新聞雑誌文庫の図書・資料部門、国立公文書館内閣文庫等にも所蔵がない。後世に殆ど伝わらなかったのも、選挙用に消費されたという性格を想像させるものがある。

これらのことから総合的にみて、印刷物ではあるものの、自由民権運動の貴重な史料として取り上げる価値があらうかと

思われる。

本文は、表題に「問答」とあるように問答形式をとっており、しかも口語の「ですます体」を用いている。「ですます体」は、口語表現で名高い植木枝盛の名著『民権自由論』（集文堂七八年）よりも一層平易な表現で、政治関係では希少である。書名に冠した「通俗」とは、こうした分かりやすい叙述形式や

文体を示すものである。まずは政党というものの基本的理解が目指されていたといえる。内容は、最初に政党の輿論形成力といった一般的性質が説かれ、次いで「立憲改進黨趣意書」中の綱領六カ条Ⅱ王室の尊榮と人民の幸福の実現、内治の改良と国権の拡張、地方自治の基礎建設、選挙権の伸潤等の理解を深めることに力が注がれている。

八二年三月に趣意書を発表した改進黨は、その中で「順正ノ手段」と「着実ノ方便」により政治を「改良」し「前進」させることを宣言し、前述のような具体的な綱領の実現を国民に約束した。その後の八〇年代は、この約束を來るべき国会で果たすための運動期間であり、九〇年七月一日に予定されていた第一回総選挙こそは、改進黨のこの間の運動が実を結ぶか否かの試練の場であった。そのために、改進黨の有数の拠点であった愛媛県下での一層の支持獲得を目的として、総選挙が半年後に迫ったこの時期に本史料は刊行された、とみてよいであろう。さて、小冊子とはいえ全体では長文のため、今回はとくに

改進黨の主張した国会議員選挙権と教育との関係に触れた問答部分（一五頁〜一六頁）に限って紹介したい。

改進黨は綱領の第四条で「社会進歩ノ度ニ随ヒ撰挙権ヲ伸潤スル事」を謳っているが、この条文については、党内嚶鳴社派を率いる沼間守一が改進黨結党式から間もない八二年五月の改進黨政談大演説会において党を代表して説明の演説を行っている。そのなかで沼間は、「たとへば大学の課業を卒業せし者は、財産なしといえとも直に選挙の権を与へ、中等以上の学校教師となるの資格を具ふる者は、財産なしといえとも亦同じく選挙の権を与ふる」と述べ、「社会進歩ノ度ニ随ヒ」とは大学卒業生の増加といった高度な教育の普及を基準とする見解を示している。このように、改進黨は選挙権において教育重視の姿勢をとっていたのである（拙稿「早稲田と自由民権」『早稲田大学史記要』第三〇巻八一九九年七月V所収、および拙稿「自由民権運動と東京専門学校の開校と校風」『早稲田大学総合研究機構プロジェクト研究』第三号八一〇〇八年三月V所収参照）。

問答では、池内は自由党の普通選挙論を批判しつつ、前掲の沼間の演説をなぞる形で、国会議員の選挙資格を教育と深く関係させて説明している。地域の改進黨員が党の綱領をどのように理解し、具体的に伝えようとしていたのかを示す好事例といえよう。こうした冊子刊行がどの程度各地域でみられたのか、

またこのような主張がどのように地域の人々に受け止められたのか等、今後の研究課題は少なくないといえよう。

凡例

- 一、漢字は常用漢字を使用した。
- 一、異体字は通例の字体に直した。
- 一、適宜句読点を付した。

問 社会進歩の度に随ひ撰挙権を伸潤するとは如何かの訳ですか

答 是れは随分世の中に議論のある事にて、前日自由党と争論せし時も此論は一ヶ条でありました。自由党の人などは普通撰挙と云ふ事を主張しまして、苟も国民となりて其国に対し義務を負ふ時は

又権理を有すべき道理なれば、既に其国に住て其法律を守り又租税を納むる人民には国会議員なり県會議員なり其名代人を撰む権理を与へねばならぬと云ふのですが、此論は道理から申せば誠に公平な論であります。然し公平と申事も亦時と場合によるものにして、公平でありさへすれば何時何所へでも行はるゝ事は出来難ふ御坐います。例へば今議會に於て議員發言の数を限り、智識のある人も亦智識の無ひ人も弁の良い人も良くない人も皆一同に發言は三十分を越る事能はずとしたら如何でしょう。公平は誠に公平ですけれ共、其會議の都合か善ひ事はありますまい。如何に普通撰挙が良いと云ふ人でも女子供迄に撰挙権を与へよとは申しますまいか。して見ると、既に早国民中の半数以上は同じ人民でありながら撰挙権は与へられぬでせう。今日の有様にて車夫馬丁の如きもの迄にも此撰挙権を与へたらは如何でせうか。随分種々様々の弊害が生し、不都合な人物を国会議員

に撰ひ上げる事は無いとは申されますまい。故に人智が進て各人民が撰挙権の貴重なる事を知る位に社会が進歩しません時は、浮か浮か誰れにても撰挙権を与へるのは良くないと云ふのです。然れ共又或る論者の如く代議士となる者は必ず財産を有せねばならず、撰挙者は中等以上の人でなければならぬと申のではありません。既に撰挙権の貴重なる事を知りて之を濫用せぬ人なれば、少しにても広く撰挙権を与ふるを良いと思ひますから、大学の卒業生とか又は中等以上の学校の教師となれる学力ある人位なら、財産の有無に關せず撰挙権を与ふるが良いと思ひます。要するに改進黨は社会の開けて人智の増程づゝ撰挙権を伸し潤めて多くの人に与へ、人智の度合を謀るのを好むのであります。